

環境省告示第六十四号

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第四条第二項及び第九条第一項の規定に基づき、浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項を次のように定める。

平成十九年八月二十九日

環境大臣 鴨下 一郎

浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項

（検査）

第一条 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する水質に関する検査（以下「第七条検査」という。）及び法第十一条第一項に規定する水質に関する検査（以下「第十一条検査」という。）は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての外観検査（以下「外観検査」という。）、浄化槽の放流水等についての水質検査（以下「水質検査」という。）並びに浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査（以下「書類検査」という。）とする。

（第七条検査）

第二条 第七条検査の外観検査は、次の各号に掲げる項目について、浄化槽の設置の状況の観察、浄化槽の内部の目視その他必要な方法により行うものとする。

- 一 設置状況
 - 二 設備の稼働状況
 - 三 水の流れ方の状況
 - 四 使用の状況
 - 五 悪臭の発生状況
 - 六 消毒の実施状況
 - 七 蚊、はえ等の発生状況
- 2 第七条検査の水質検査は、次の各号に掲げる項目について、別表に掲げる方法により行うものとする。
- 一 水素イオン濃度
 - 二 活性汚泥沈殿率（活性汚泥方式の浄化槽に限る。）
 - 三 溶存酸素量（環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第一条第三号に規定するみなし浄化槽のうち散水床方式及び腐敗タンク方式であるものを除く。）

四 透視度

- 五 塩化物イオン濃度（規則第一条第三号に規定するみなし浄化槽に限る。）
 - 六 残留塩素濃度（放流水の消毒に塩素剤を使用する浄化槽に限る。）
 - 七 生物化学的酸素要求量
- 3 第七条検査の書類検査は、浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類について行うものとする。

（第十一条検査）

第三条 第十一条検査の外観検査は、前条第一項各号に掲げる項目について、浄化槽の設置の状況の観察、浄化槽の内部の目視その他必要な方法により行うものとする。

2 第十一条検査の水質検査は、前条第二項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる項目について、別表に掲げる方法により行うものとする。

3 第十一条検査の書類検査は、浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類について行うものとする。

4 第十一条検査は、当該検査を行う地域を管轄する都道府県知事が認める場合には、当該検査の一部（前条第二項第七号の項目についての検査を除く。）を行わないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に第十一条検査における第二条第二項第七号の項目について検査を行っていない場合には、当分の間、引き続き当該項目について検査を行わないことができる。

別表 水質検査の方法

1 水素イオン濃度

次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。

一 ガラス電極法

イ 試料の採取

消毒タンク、消毒室又は消毒槽（以下「消毒槽等」という。）に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 器具及び試験操作

日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）の 12.1 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

なお、試験操作は、検水中に電極を浸し、pH 計の指針が安定したときの pH 値を読み取ることにより測定するものとし、また、1 回の測定をもって測定値とすることで差し支えない。

二 比色法

イ 試料の採取

消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 試薬及び器具

(1) BCP 溶液

ブロムクレゾールパープル 0.1g に 0.02mol / L 水酸化ナトリウム溶液 9.25mL を加えて溶かし、蒸留水を加えて 250mL としたもの

(2) BTB 溶液

ブロムチモールブルー 0.1g に 0.02mol / L 水酸化ナトリウム溶液 8mL を加えて溶かし、蒸留水を加えて 250mL としたもの

(3) PR 溶液

フェノールレッド 0.1g に 0.02mol / L 水酸化ナトリウム溶液 14.1mL を加えて溶かし、蒸留水を加えて 500mL としたもの

(4) TB 溶液

チモールブルー 0.1g に 0.02mol / L 水酸化ナトリウム溶液 10.75mL を加えて溶かし、蒸留水を加えて 250mL としたもの

(5) BCP 標準比色液

(6) BTB 標準比色液

(7) PR 標準比色液

(8) TB 標準比色液

(9) 比色管

八 試験操作

検水 5mL を標準比色液の容器と同径の比色管に採り、検水の水素イオン濃度が pH 値で 5.4 以上 6.4 以下の場合は BCP 溶液、6.5 以上 7.2 以下の場合は BTB 溶液、7.3 以上 8.2 以下の場合は PR 溶液、8.3 以上 9.4 以下の場合は TB 溶液をそれぞれ 0.25mL 加えて混合し、直ちに発色した溶液の色を BCP 標準比色液、BTB 標準比色

液、PR 標準比色液又は TB 標準比色液とそれぞれ比色して、該当する標準比色液から検水の水素イオン濃度を求める。

2 活性汚泥沈殿率

イ 試料の採取

ばっ気タンク、ばっ気室、ばっ気槽等（以下「ばっ気槽等」という。）の混合液をばっ気状態で採取する。

ロ 器具及び試験操作

日本工業規格 B9944 の 5 . 6 の（ 3 ）に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

なお、検査に用いるメスシリンダーは、内径約 6.5cm とし、材質はプラスチックでも差し支えない。

3 溶存酸素量

イ 試料の採取

溶存酸素測定容器を用いる方法による場合は、ばっ気槽等、接触ばっ気室、接触ばっ気槽、回転板接触槽等において、溶存酸素量が適正に保持されているか否かを評価し得る部位の水を採取する。

ロ 器具及び試験操作

規格の 3 2 . 3 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

なお、溶存酸素測定容器を用いる方法のほか、イに掲げる部位に隔膜電極を挿入して測定する方法によることができる。

4 透視度

イ 試料の採取

消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 器具及び試験操作

規格の 9 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

なお、透視度計は、必要に応じ、50cm 又は 100cm のものを使用する。

5 塩化物イオン濃度

次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。

一 イオン電極法

イ 試料の採取

洗浄水及び消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 器具及び試験操作

規格の 3 5 . 2 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

二 硝酸銀滴定法

イ 試料の採取

洗浄水及び消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。

ロ 試薬及び器具

(1) クロム酸カリウム溶液

クロム酸カリウム 50g を蒸留水約 200mL に溶かし、赤い沈殿が生じるまで硝酸銀溶液(5W / V %)を加え、ろ過して得た溶液に蒸留水を加えて 1 L としたもの

(2) 0.01mol / L 硝酸銀溶液

硝酸銀 1.7g を蒸留水に溶かして 1 L としたもの

この溶液は、褐色びんに入れて保存する。

なお、次の操作により 0.01mol / L 硝酸銀溶液の力価(f)を求める。

0.01mol / L 塩化ナトリウム標準液 25mL を白磁皿又はビーカーに採り、クロム酸カリウム溶液 0.2mL を指示薬として加え、0.01mol / L 硝酸銀溶液を用いて微だいたい色が消えずに残るまで滴定する。別に、同様に操作して空試験を行い、補正した 0.01mol / L 硝酸銀溶液の mL 数(a)から次式により力価を算定する。

$$f = 25 / a$$

ここで、0.01mol / L 塩化ナトリウム標準液とは、600 で約 60 分間加熱乾燥し、デシケーター中で放冷した日本工業規格 K8005 の 9 . 3 に掲げる塩化ナトリウム 0.584g を蒸留水に溶かして 1 L としたものとする。

(3) 白磁皿又はビーカー

(4) 褐色ビュレット

ハ 試験操作

試料から適量の検水を白磁皿又はビーカーに採り、蒸留水を加えて 50mL とし、クロム酸カリウム溶液 0.5mL を指示薬として加え、0.01mol / L 硝酸銀溶液を用いて微だいたい色が消えずに残るまで滴定し、これに要した 0.01mol / L 硝酸銀溶液の mL 数(b)を求め、次式により検水の塩化物イオン濃度を算定する。

$$\text{塩化物イオン濃度 (mg / L)} = (b - c) \times f \times \{ 1000 / \text{検水の量 (mL)} \} \times 0.355$$

この式において、f は 0.01mol / L 硝酸銀溶液の力価を表し、c は蒸留水を用いて検水と同様に操作したときに要した 0.01mol / L 硝酸銀溶液の mL 数を表す。

6 残留塩素濃度

イ 試料の採取

消毒槽等の出口における放流水を流水状態で採取し、直ちに検査する。

ロ 試薬、器具及び試験操作

規格の 3 3 . 2 に掲げる試薬、器具及び試験操作に基づき検査する(ただし、遊離残留塩素及び結合残留塩素それぞれの濃度の測定は要しない。)

なお、必要に応じて、50mL 以外の比色管その他規格の 3 3 . 2 に掲げる試薬又は器具と同等の試薬又は器具を用いて検査することができる。この場合において、50mL 以外の比色管を用いるときは、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。

7 生物化学的酸素要求量

- イ 試料の採取
消毒槽等に入る直前の処理水を流水状態で採取する。
- ロ 器具及び試験操作
規格の 2 1 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。